

議案第13号

富津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
富津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
する。

令和8年2月19日提出

富津市長 高橋恭市

提案理由

学校給食費の抜本的な負担軽減に関する方針が示されたことに伴い、富津市立小学校に就学する児童に係る学校給食費を不徴収とするため、条例の一部を改正するものである。

富津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

富津市学校給食費の管理に関する条例（令和5年富津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「中学校の生徒（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている保護者等及びその子等（保護者等の卑属をいう。第9条第1項において同じ。）に限る。）」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 小学校に就学する児童
- (2) 中学校に就学する生徒（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であり、かつ、保護者等が同法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）

第9条第1項を次のように改める。

市長は、学校給食を受ける中学校に就学する生徒（以下「給食提供中学生」という。）の保護者等が住民基本台帳法の規定により千葉県内の本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されている場合であって、当該給食提供中学生を含む3人以上の子等（保護者等の卑属をいう。以下同じ。）を扶養し、当該扶養している子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供中学生である場合は、当該給食提供中学生に係る学校給食費を免除することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。